

広島県告示第九百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年十一月四日までの間、縦覧に供する。

令和三年十月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道小多田安浦線	東広島市黒瀬町宗近柳国字箕越二〇六四八番三地区 先から 東広島市黒瀬町南方字虚空蔵一〇二〇五番二地区 先まで	令和三年一〇月二二日